事務局長　皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
本日は新年初の総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、本日の議案には農振除外変更案件も提案されております。
全員招集の総会でございます。
そのために、市長部局の農業振興課からの課長以下、職員の方に出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
また、例年でございますれば、総会を午後に開催いたしまして、終了後には新春懇談会を開催するところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今回も中止としております。来年こそは開催できますよう願っているところでございます。
では初めに、欠席の届出でございますが、４番、本間隆喜委員、６番、小松伸一委員、９番、齊藤亘委員、１４番、田村誠市委員、１５番、髙川吉昭委員、１８番、佐藤吉男委員から出ております。
次に、議案の訂正がございます。
議案書をお開きください。
４２ページの強化法の所有権移転に関する案件の１８番でございますが、移転する農地の所在地番の誤りにより取下げとなっており、皆様の議案書にも取下げの表示をさせていただいております。
また、少し前に戻っていただいて１９ページの５条案件の２番につきまして、譲渡人の小松健司さんが１２月３１日にお亡くなりになったため、案件を取り下げることになりましたので、よろしくお願いいたします。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２０回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

事務局長　会長からご挨拶がございます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は１８名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回１２月８日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第２０回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、１２月８日ですが、第１９回農業委員会総会を委員２４名、推進委員１０名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
同じく１２月８日の総会開催前に、令和３年度第３回の農業委員会役員会を役員８名の出席をいただき、同じく農村環境改善センターにおいて開催しております。新春懇談会の中止の件や、いわゆる別段の面積についてご協議いただいております。
１２月１５日には、令和３年度農業者年金加入推進活動打合せ会が農業者年金加入推進部長１０名の出席をいただき、神岡庁舎２階、情報活動室で開催しております。今年度の農業者年金加入推進活動についてご協議いただいております。
その他につきましては資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。

	初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議　長	異議なしと認め、１９番、鈴木正雄委員、２０番、渡邊敏雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議　長	議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」議題とします。
事務局長	議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の規定に基づき、大仙市長より、大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので、意見を求める。 令和４年１月７日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	農業振興課の説明を求めます。
参　与	

新年明けましておめでとうございます。

ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。どうぞよろしくお願いします。

日頃より、市の農業政策につきましては、農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から多大なるご理解をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、農業振興課から私と高橋勉主幹、安部貴雄主任の３名で議案を説明させていただくことになりました。

議案第１号につきましては、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大曲、神岡、中仙、協和、仙北、太田地域の除外案件１３件と、太田地域の編入案件２件でございます。

計画の変更に当たりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員、また農地最適化推進委員の皆様に書面及び現地確認をしていただきまして、さらに１２月１１日には協議会の幹事会を開催し、計画の妥当性など、様々な要件に照らし合わせまして執り行ったところでございます。

除外１３件とも、農用地からの除外についてやむを得ないもの、また、編入についても妥当なものとの結論に至っております。

この後、全体概要につきましては担当の安部主任から、各事案の詳細につきましては各地域の担当より順にご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以下の件について説明させていただきます。

座ったまま説明させていただきます。

課長の杉山からも説明ありましたとおり、全体の概要につきましては、除外案件１３件、太田地域の編入案件１件となっております。除外については全体で４０筆、１万６，１７４．３９平米、編入につきましては３筆で４，１００平米となっております。

それでは、初めに、大曲地域の除外案件３件についてご説明申し上げます。

初めに、１番からご説明いたします。

別冊の総会議案資料につきましては１ページ、２ページをご覧ください。

申出地は、戸蒔○○○○○○○○○○○○○、現況地目が田、面積は合計○○○○○平米の６筆です。

申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん。

計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

用途は、介護老人福祉施設です。
計画者は、介護保険事業、保育事業等を実施する社会福祉法人であり、社会的要請に応じ、今回当該地で新規に特別養護老人ホームを設置するため、農用地区域から除外するものです。
当該地は、宅地化が進む区域に隣接する農地であり、当該変更により分断する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水等は合併処理浄化槽で処理、雨水については水路放流、領域により土砂流出を防止するために、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業の実績についてですが、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の団地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準についてですが、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、また業務上必要な施設で、集落に接続して設置するものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

続きまして、２番をお願いいたします。
総会議案資料につきましては３ページ、４ページをご覧ください。
申出地は、花館〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、現況地目が田、面積は合計〇〇〇平米の５筆です。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。
計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
除外後の用途は、駐車場及び資材置場です。
計画者は、土木建築業等を営んでおり、事業拡大に伴い、当該地を資材置場及び車両置場として使用するため、申出人所有の当該農地を選定し、除外するものです。
当該地は、宅地等に挟まれた農地であり、当該変更により分断する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水については自然流下となりますが、転用後、農地等に隣接しない土地となりますので、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
また、土地改良事業等の対象にはなっておりませんでした。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地になりますので、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、また業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

続きまして、３番をご説明いたします。
資料つきましては５ページ、６ページをご覧ください。
申出地は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、地目は田６筆、畑１筆の計７筆です。面積は合計〇〇〇〇〇平米です。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん外２名。
計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
除外後の用途は、資材置場です。
計画者は、解体、土木工事等を営んでおりますが、資材の増加に伴い、既存の資材置場が手狭となり、資材置場を拡大、設置するため、申出人所有の当該農地を選定し、除外するものです。
当該地は、雑種地に囲まれ、独立した農地であり、当該変更により農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水については自然流下となりますが、のり面保護及び防護柵を設けることとしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
また、土地改良事業の対象にはなっておりませんでした。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は雑種地等に囲まれた狭隘農地であり、第１種

農地、第３種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第２種農地と判断しております。
転用における許可基準につきましては、第２種農地は周辺に事業目的を達成できる農地以外の土地や第３種農地がない場合、許可できることから、周辺の土地の状況等を勘案し、許可、除外要件を満たすと判断しております。
以上、大曲地域の３案件についての説明を終わります。

続きまして、神岡地域の除外案件１件についてご説明させていただきます。
４番になります。
総会議案資料の７ページ、８ページをご覧ください。
申出地は、神宮寺○○○○○○○○○○○、現況地目が田、面積は合計○○○○○平米の９筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん外６名です。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
除外後の用途は、資材置場です。
計画者は、大仙市の公共工事を含む土木工事やのり面処理工事を請け負う会社を営んでおりますが、既存の資材置場が資材の増加に伴い手狭になってきたことから、資材置場の拡張を行うため、既存資材置場に隣接する当該地を農用地区域から除外するものでございます。
当該地は、北側を田、ほか３方を宅地、雑種地に囲まれた農地であり、当該変更による農用地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。
雨水処理につきましては、大半が自然流下となりますが、農道等に面している北側につきましては、鋼鉄フェンスを設置の上、排水路へ排水するための土側溝を施工することで土砂流出、資材崩れを防止することとしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、該当はございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります特別の立地条件を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設敷地面積の２分の１を超えないということで、許可要件を満たすものと判断しております。
神岡地域についての説明は以上でございます。

次に、中仙地域の案件、２件について説明します。
初めに、ナンバー５、資料は９ページ、１０ページとなります。
申出地は、長野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○平方メートルです。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
用途は、駐車場及び資材置場です。
計画者は、建設業を営んでおりますが既存の駐車場と資材置場が手狭であることから、隣接地である当該地を整備し使用するため、農用地区域から除外するものであります。
当該地は、一団の農地の末端に位置していることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化や利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
造成後、雨水は自然流下となりますが、のり面保護により土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、国営土地改良施設整備事業が行っておりますが、完了後８年経過しており、関係土地改良区とも調整済みであります。
農地転用における立地基準については、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断しております。
許可基準については、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

次に、ナンバー６、資料は１１ページ、１２ページをご覧ください。
申出地は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル外、１筆、合計〇〇〇平方メートルです。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。〇〇さんと〇〇さんは親子関係であります。
用途は、一般住宅です。
計画者は、現在アパートに子供と居住しておりますが、小学校就学に合わせて地元に戻る計画をしており、実家の向かいである当該地に住宅と車庫を建築するため、農用地区域から除外するものであります。
当該地は、宅地や山林等に囲まれた農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、また小規模農地であることから、農用地の集団化、利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水は公共下水道に接続します。雨水については自然流下となりますが、緩衝地を設けることにより土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、該当はありません。
農地転用における立地基準については、宅地や山林等に囲まれた小規模農地であり、第１種、第３種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第２種農地と判断しております。
許可基準については、第２種農地は申請に代わる周辺の土地で事業の目的を達成できる土地がない場合に許可できることから、事業目的や周辺の土地の状況を勘案し、許可要件を満たすと判断しております。

続きまして、協和地域の除外案件１件についてご説明申し上げます。
７番を説明いたします。
総会議案資料につきましては、１３ページ、１４ページをご覧ください。
申出地は、協和中淀川〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇２筆、現況地目は畑、合計面積は〇〇〇平方メートルです。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん。
計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
用途は、一般住宅です。
計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、帰郷を予定しているが、実家の住宅が手狭であり、将来家族が増えた際に住居の増改築等では対応できないため、隣地にある当該地に住宅を建築するため、申出者所有の当該農地を選定し、除外するものです。
当該地は、住宅と市道に隣接した矮小な区画の農地であり、北側には市道があり、東、西両側には宅地に挟まれ、南側には未舗装の農道に囲まれており、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水及び汚水については、農業集落排水により処理し、雨水については、自然流下となります。また、住宅と隣地の間に緩衝地を設け、土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、該当はございません。
農地転用における立地基準につきまして、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきまして、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
協和地域についての説明は以上です。

続きまして、仙北地域の除外案件５件について説明させていただきます。
まず初めに、１番をご説明いたします。

総会議案資料につきましては、１５ページ及び１６ページをご覧ください。
申出地は、大仙市高梨○○○○○○○○○○、現況地目は畑、合計面積○○○○○○平方メートル、１筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
用途は、一般住宅です。
計画者は、現在借地に母と２人暮らしですが、借地契約の更新をしない旨の通知をされ、代替地を探して当該農地へ一般住宅及び車庫、物置を新築するため、農用地区域から除外するものです。
当該地は、集落に接続した農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水等は公共下水道により処理し、雨水は自然流下となります。擁壁を設け、のり面を保護し、緩衝地を設けることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業等については、該当はありません。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

続きまして、９番をご説明いたします。
総会議案資料につきましては、１７ページ及び１８ページをご覧ください。
申出地は、大仙市橋本○○○○○○○○○、現況地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○さんです。
用途は、駐車場及び資材置場です。
計画者は、現在乳製品の販売、配送業を営んでいますが、来客及び業務の増加に伴うパレット等資材の増加により、既存の駐車場及び資材置場が手狭となり、拡張するため、申出人所有の申請地を農用地区域から除外するものです。
当該地は、集落に接続した農地であり、当該種変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水は自然流下となります。のり面を保護することから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業等につきましては、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度で終了しており、事業完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

続きまして、１０番をご説明いたします。
総会議案資料につきましては、１９ページ及び２０ページをご覧ください。
申出地は、大仙市板見内○○○○○○○○○、現況地目は田、合計面積○○○○○○平方メートル、１筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
用途は、一般住宅です。
計画者は、○○○○○○○○○○○夫婦と子供１人の３人暮らしですが、子供の成長に伴い手狭になり、当該農地へ住宅を新築するため、農用地区域から除外するものです。
当該地は、集落に接続した農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団

化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
　生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然流下となります。擁壁を設けることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
　土地改良事業等につきましては、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度で終了し、農業体質強化基盤整備促進事業が平成２４年度に終了しております。事業完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
　農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
　農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の区域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

　続きまして、１１番を説明いたします。
　総会議案資料につきましては、２１ページ及び２２ページをご覧ください。
　申出地は、大仙市福田○○○○○○○○、現況地目は畑、合計面積○○○平方メートル、１筆です。
　申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
　計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○さん、○○○○さんです。
　用途は、一般住宅です。
　計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、結婚を機に家族が増えたので、当該農地に住宅を新築するため、農用地区域から除外するものです。
　当該地は、集落に接続した農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
　生活排水は公共下水道により処理し、雨水は自然流下となります。既に土留めがされていることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
　土地改良事業等については、該当はありません。
　農地転用における立地基準につきましては、宅地等に囲まれた小規模の農地であり、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第２種農地に該当すると判断しております。
　農地転用における許可基準につきましては、第２種農地は周辺に事業目的を達成できる農地以外の土地や第３種農地のない場合、許可できることから、周辺の土地の状況等を勘案し、許可要件を満たすと判断しております。

　続きまして、１２番をご説明いたします。
　総会議案資料につきましては、２３ページ及び２４ページをご覧ください。
　申出地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、○○○○、現況地目は２筆とも田、面積は合計で○○○○○平方メートルの２筆です。
　申出者は、○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん。○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
　計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
　用途は、短期入所生活介護施設です。
　計画者は、現在短期入所生活介護施設を経営していますが、利用希望の待機者が相当数いることから、当該農地へ既存施設を増床するため、農用地区域から除外するものです。
　当該地は、集落に接続した農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
　生活排水は公共下水道により処理し、雨水は自然流下となります。のり面を保護することから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
　土地改良事業等については、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度で終了しており、事業完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
　農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区

域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
以上、仙北地域案件５件について説明を終わります。

続きまして、太田地域の除外案件１件についてご説明申し上げます。
ナンバー１３、総会議案資料につきましては、２５ページ、２６ページをご覧ください。
申出地は、太田町国見○○○○○○○○○、○○○○○○○○、現況地目が田、面積は合計○○○○○平方メートルの２筆でございます。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、○○○○さんでございます。
用途は、一般住宅です。
計画者は、現在の住宅に４人暮らしでありますが、息子が分家するために住宅の新築を計画するもので、現在の住居に隣接する当該地を農用地区域から除外するものでございます。
当該地は、北側、西側は田、東側は現在の居住している住宅となっており、当該変更により農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水等は合併浄化槽で処理、雨水については自然流下、のり面保護を施工することから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度に完了、県営農用地集積加速化基盤整備事業が平成２３年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みでございます。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
以上、太田地域の除外案件についての説明を終わります。

最後に、太田地域の編入要件についてご説明させていただきます。番号は１４番になります。
資料は２７ページ、２８ページをご覧ください。
今回の編入案件は令和４年度採択予定の県営の振興地区の圃場整備事業に伴うものであります。
編入する農地は、主に市道沿線に位置する農地で、市道に隣接または宅地への転用が見込まれるものとして除外されていたものです。
事業としましては、農地中間管理機構関連農地整備事業となり、区画整理の面積は８９．９ヘクタールを予定しております。うち、今回編入する土地は、田３筆、面積は４，１０２平米となっております。
対象となる土地改良区は、大仙市田沢疎水土地改良区となっております。
簡単ではございますが、編入案件についての説明を終わります。
以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員　　２２番の足達です。
確認ですけれども、２番の案件で、４ページの資料を見ますと、事業計画ということで点線で囲っていますが、青いところの周辺については除外しているということでよろしいでしょうか。

農業振興課	当該図面の青い部分につきましてですが、北側、県道３０号、旧国道１３号になるんですが、その道路の沿線、両側の１００メートルが既に除外されている農地となっております。今回の申請地は１００メートルよりさらに離れた部分になっておりまして、農用地区域に入っておりましたので、今回除外ということです。
議　長	ほかにありませんか。 （なしの声）
議　長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。 ここで農業振興課の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。 （農業振興課職員　退席）
	(午前１０時４９分　休憩)
議　長	休憩前に引き続き会議を再開します。
	(午前１１時００分　再開)
議　長	議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和４年１月７日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

６ページ、４番をご覧ください。
農地の所在は、北楢岡○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルです。
無償移転の案件です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６２歳です。
譲受人は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳です。
申請理由につきましては、これまで耕作をお願いしていた方から受入れを縮小したいとの申出があり、対象農地の返還となりました。譲渡人の○○○さんは農業経験がなく、自身では農地の管理が難しいことから、無償でも構わないので処分したいと考え、近隣に住んでおり、親類に当たる譲受人にその旨話を持ちかけ、○○さんがこれに応じたものです。

次に、７ページ、６番を説明します。
移転される農地は、長野○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○平方メートル外、田４筆、畑２筆、計７筆、合計○○○○○平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
申請理由については、○○さんは現在施設に入所しており、自身で管理できないことから、農地の処分を考えておりました。当該地は民家に囲まれた狭小農地のため、無償でいいので農地を処分したいと隣接農地の所有者である○○さんに相談したところ、○○さんがこれに応じたものであります。

続いて、７番です。
移転される農地は、豊川○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル外、田６筆、計７筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
申請理由については、○さんは高齢で後継者がいないことから、農地の処分を考えており、親戚の○さんに贈与の申出をしたところ、○さんがこれに応じたものであります。

私からは、その他の案件につきましてご説明いたします。
議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました３件のほかに、有償所有権移転４件、無償所有権移転３件、賃貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の新規１件、更新４件がございます。
１７ページから１８ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年１月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１９ページ、１番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料の１、２ページをご覧ください。
転用する農地は、花館○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積○○○平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
申請理由につきまして、譲受人は現在、両親宅に同居しておりますが、子供の成長により手狭となったことから、申請地に住宅の新築を計画したものです。
売買価格は総額○○○○円で、１平方メートル当たりに割り返しますと、約○○○○○円になります。
許可基準における立地基準につきまして、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地であることから、第１種農地に分類されます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

同じく、１９ページ、３番をご覧ください。
位置図、配置図につきましては、資料５、６ページになります。
所有権移転の案件です。
転用する農地は、北楢岡○○○○○○○、地目が田、○○○平方メートル外、畑２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○さんです。
申請理由につきまして、譲受会社は秋田市で金属の回収、リサイクルを主に手がけており、今回、事業拡大のため、○○○○○○○○○○○○○○を開設する予定としております。本案件につきましては、営業所の従業員の社員寮として、現在空き家となっている民家を購入の上、併せて駐車場と資材置場を整備するものです。
売買価格につきましては総額○○○○円、１平方メートル当たりに割り返しますと、○○○○○円になります。
許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この駐車場と資材置場は、従業員の日常生活上、また事業拡張上、必要な施設で、集落に接続していることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。
なお、一般基準でありますが、譲受会社の代表について、外国人の可能性があることから、事前に農地取得について法令等調査いたしましたが、規制するものがないことを確認しております。その他、他の案件と同様に、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

三浦委員　５番の三浦です。
昨年の１２月２０日に現地調査に行ってまいりました。申請地は、国道１３号線と国道１０５号線の交差点のすぐ近くの土地でございますが、先ほど事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと確認してまいりました。よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。
案件３番についてお願いします。

鈴木委員　１６番、鈴木です。
１２月に現地調査、行ってまいりました。事務局の説明のとおりで、特段問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

事務局長　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和４年１月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第４号の案件２２番を議題とします。
本案件は〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

４５ページ、２２番を説明させていただきます。
利用権を設定する農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇平方メートル外、田１８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７２歳です。
設定期間は３年、新規の仕様貸借権の設定です。
申請理由として、〇〇さんは、ほかの方と利用権を結んでおりましたが、耕作不便で更新を断られ、新たな耕作者について〇〇さんに相談しておりました。〇〇さんの仲介で契約に至ったものの、条件のよくない圃場もあり、また、耕作者の都合により１年で解約となることが続いたことから、〇〇さんから、水利費などを受け持ってもらえるなら賃借料は要らないと申出がありました。しかし、それでもなかなか相手が見つからず、〇〇さんが自ら耕作を請け負ってくれたものです。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件２３番、２４番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

４５ページ、２３番、４６ページ、２４番を一括で説明します。
初めに、２３番です。
利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
新規の賃貸借権設定です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
次に、４６ページ、２４番の利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。
これらの農地の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
設定期間はいずれも１０年、１０アール当たりの賃借料は○さんの全農地と○○○さんの○○○○○○○○が○○○○○円、それ以外は○○○○○円となります。
申出理由については、○さんと○○○さんはこれまで契約していた別の方が体調不良により解約の申出があり、農業委員で近隣を耕作している○○さんに相談したところ、○○さんがこれに応じたものであります。
賃借料が低くなっておりますが、理由については、圃場条件が悪いためであります。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。

（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件２５番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

４６ページの２５番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
設定期間満了による利用権の更新です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６７歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６９歳です。
設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件１１１番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

９８ページの１１１番について説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市下深井○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。

秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○円です。
申請理由といたしまして、当該農地はこれまで所有者が耕作していましたが、体調不良により農業を続けることが難しくなったため、○○委員に相談し、貸し付けることになったものです。
ただいま説明した案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　次に、議案第４号の案件１１２番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

９８ページの１１２番について説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市下深井○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○円です。
申請理由といたしまして、当該農地はこれまで所有者が耕作しておりましたが、体調不良により農業を続けることが難しくなったため、○○○○委員に相談したところ、法人を紹介され、貸し付けることになったものです。
ただいま説明した案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件１番から２１番、２６番から１１０番及び１１３番から１２６番までを議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページの６番をご覧ください。
所有権を移転する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇平方メートル外、田４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さん。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、５２歳です。
売買価格は総額〇〇〇〇円で、１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。
申請理由といたしまして、〇〇〇さんは令和元年にお亡くなりになりましたが、債務者から裁判所に債務返済の申立てがありました。このたび申請農地の隣接地を耕作している〇〇〇さんが買受けに応じてくれたものです。

次に、２３ページから３８ページの１０番を説明します。
所有権を移転する農地は、土川〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル外、田１００筆、畑７８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申出理由については、〇〇〇さんは、自身が代表となる法人を設立したことから、個人所有の農地は全て同法人に移転するものであります。
売買価格は、〇〇〇〇〇については１０アール当たり一律〇〇円、〇〇〇〇〇〇は、田が１０アール当たり〇〇〇円、畑が〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

次に、３８ページから３９ページの１１番をお願いします。
所有権を移転する農地は、長野〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル外、田４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
理由については、先ほど３条案件でも説明させていただきましたがが、〇〇〇〇さんは施設に入所していることから、農地の処分を考えており、知人である〇〇さんに相談したところ、〇〇さんが買い受けることに応じたものであります。
売買価格は、１０アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇円となります。

３９ページ、１３番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市橋本〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル１筆です。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６３歳です。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７８歳です。
売買価格は総額〇〇〇円、１０アール当たり約〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。
理由といたしまして、〇〇さんは大仙市にこの１筆しか所有地がなく、自宅からも遠いため、耕作不便な農地ですが、今年になり、体調も優れないため、今後の耕作が難しいことから、これを機に農地を売買したいと考え、隣接地を耕作する〇〇さんに売買の相談をし、〇〇さんがこれに応じたものです。
なお、売買価格が低く設定されておりますが、〇〇さんは、金額は幾らでもいいと考えていましたが、〇〇さんの申出により、総額〇〇〇円となったものです。

９８ページ、１１３番から１１０ページ１２６番までをご説明します。
９８ページ、１１３番です。
利用権を設定する農地は、大仙市下深井〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田１２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん外１２名。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外１２名、総計１４件、田１１３筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
１０アール当たり賃借料につきましては、使用貸借から〇〇〇〇〇〇〇円と幅があります。これは、圃場条件やこれまで賃貸借していた経緯などの理由が考えられます。
設定期間は、１２１番はほかの契約と周期を合わせるため４年７か月で、その他の案件は全て１０年に設定されています。
１２６番の使用貸借の案件ですが、〇〇さん、〇〇さんは親子です。
申請農地は地域集積協力金の対象区域なので、中間管理機構で貸し付ける必要があったためです。
ご説明いたしました以外の１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

私からは、その他の案件につきましてご説明いたします。
議案第４号、案件１番から２１番、２６番から１１０番及び１１３番から１２６番までにつきましては、ただいま説明いたしました１８件のほかに所有権移転の１４件、賃貸借権設定の新規４０件、更新４７件、使用貸借権設定の更新１件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。
次に、田の賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり〇〇〇〇〇円、高いほうは〇〇円となっております。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
茂木委員。

茂木委員　８番、茂木です。
ちょっと確認ですが、１０番の○○○○さんと○○○○○の土地の、一応これ売買案件になると思うんですが、普通、土地のあれでは２０，０００㎡までは市の決定ですぐできるんですが、それ以上になると県の許可になるという、そういう制約があるんですが、この場合は、それについてはどのようですか。

参　与　今回の案件については、転用の案件とはちょっと異なりまして、面積による制約ないので、特に問題はないです。

茂木委員　分かりました。

議　長　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和４年１月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

１１１ページをご覧ください。
法人の事務所の所在地、名称、代表者の順に読み上げます。
１番、大仙市協和峰吉川字半仙２９番地３９、有限会社ハピー農場、代表取締役、吉川周平。
以上、１法人からの報告がありました。
詳細につきましては、１１２ページから１１４ページをご覧ください。
結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。
これで本日の日程は全て終了しました。
その他について、事務局から何かありませんか。

参　与　皆様に、農業次世代人材投資事業に係る交付対象者サポートチームというものをお渡ししております。これについて説明をさせていただきます。
名称といたしましては、旧青年就農給付金のことでございますが、これまでこの事業についての新規就農者に対して、県、市、農協がサポートチームとなり、年２回の現地指導を行っております。令和３年度より、サポートチームに農業経営、地域生活

等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることが必須となったことにより、市、農林部、農業振興課から農業委員会へサポートチームへの参加を依頼されております。

８月２６日の役員会におきまして、農業経営、地域生活等の諸課題とあることから、農業に携わり、地域から選出された推進委員が適当ではないかということで、推進委員の方々にこのサポートチームに入っていただくこととなりました。つきましては、推進委員の皆様全員をサポートチームメンバーに登録させていただきたいと思っております。交付対象者の住所地を担当する推進委員の方が、年２回の現地視察に同行していただくことになります。

年２回の巡回につきましては、県振興局からの通知があり次第なので、そのときにご連絡を差し上げることになります。ただ、令和３年度からの交付者が対象でございますので、今年についてはまだ対象者がいない状態でございます。巡回の際は、支所の現地視察全てに同行してくださるようお願いいたします。

交付についてでございますが、前年度申請して、次の年度採択になりますので、年度途中に急に採択者が出てくるということはないと思っております。ただ、前年度申請して、次年度採択になるのは、いつになるのかは申請上分からないので、そのずれが前半、後半であるときはあると思いますが、今年急に申請し、今年急に採択になるということはないということでしたので、前年度で分かったときに、皆様のほうには農林部のほうからご連絡を差し上げると思います。

なお、巡回日と時間は必ず活動記録簿と活動実績報告書に記載していただくようにお願いいたします。

次のページは、農業人材次世代投資事業の中でなぜサポートチームが必要かということで、農業の経験者が必要だということが書かれた内容になっております。

説明は以上でございます。

参　与　　すみません、私からも１点、総会でのご質問などに関しましてお願いがございます。

と申しますのは、最近の総会におきまして、委員からのご質問に対して、次回の総会で回答するという場面がございました。質問をいただいてから回答まで、約１か月かかることになります。事務局といたしましては、なるべくそのような場面を減らしたいと考えております。

そこでお願いでございますが、総会中に、議案に関すること以外で日頃のお考えやご質問、ご提案などにつきましてご発言を希望される場合に、総会開催日の３日前までにご発言の内容を文章またはメール等で事務局または各分室へお知らせいただきたいと思います。そういたしますと、回答を受理するということができるようになりまして、１か月も期間を空けるということが少なくなると考えられますので、この点は何とぞよろしくお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、このお願いはあくまでも議案以外のことについてであります。議案に関する質問等につきましては、当然のことながら事前にお知らせいただくことはできませんので、ご理解願います。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。

安部委員、発言を申し出ておられますので、お願いします。

安部推進委員　　中仙、清水の安部です。

昨年の暮れ、１２月１８日に岳父が亡くなりました。皆様方からご香料及び弔電を頂き、また葬儀には会長が出席してくださいました。この場所をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

議　長　　ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２０回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はご苦労さまでした。

（午前１１時４５分　閉会）